

令和5年度 介護事業者から町への問合せ

No.	項目	内容	回答
1	福祉用具貸与	同一の福祉用具（歩行器）を屋内と屋外とで2台レンタル可能か	レンタル可能ですが、屋内と屋外で使いたいからという理由だけでは認められません。屋内と屋外の利用目的に応じ、それぞれ性能の異なる製品が必要とされるのであれば認められます。また、必要となる理由についてケアプランへ記載してください。
2	福祉用具貸与	軽度者の福祉用具貸与の書類提出の頻度について	介護認定更新時に提出してください。その際は、ケアプランと担当者会議録も併せて提出してください。
3	住宅改修	家族が住宅改修を行う場合の取扱について	被保険者が自ら材料を購入し、本人・家族により住宅改修が行われたときは、材料の購入費が支給対象となります。
4	福祉用具販売	住所地と居住地が異なる場合の福祉用具購入の取扱について	住所地と居住地が異なる場合は原則購入できません。ただし、居住実態が認められる場合には購入が認められるので、購入前に介護保険係へ事前に確認してください。
5	福祉用具販売	多機能ポータブルトイレ購入の取扱について	ポータブルトイレの購入については、標準タイプを原則とし、多機能ポータブルトイレを購入する際は、事前連絡と機能を必要とする理由をケアプランに記載してください。
6	負担限度額	負担限度額認定の遡及申請は可能か	負担限度額認定は申請月の初日に遡り効力を有するため、原則遡りはできません。
7	暫定利用	暫定利用の取扱について	新規申請・区分変更申請中の方で暫定でサービスを利用する場合は、支給限度額を超えない範囲でプランを作成し、認定結果により自己負担額が発生する場合は説明・同意することが必要です。また、暫定プランを作成しましたら介護保険係へ提出もしてください。
8	福祉用具貸与	車椅子と歩行器を同時にレンタル可能か	本人の体調に合わせてそれらを使い分ける等の明確な理由があれば、認められます。また、併用する理由や目的をケアプランに記載してください。
9	運営推進会議（グループホーム）	新型コロナウイルス感染症の5類移行による会議の取り扱いについて	R2.2.28厚生労働省事務連絡により「文書による情報提供・報告、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。」とされていましたが、R5.5.1厚生労働省事務連絡において「臨時的な取り扱いを令和5年5月7日をもって終了する」とされたので、従前のおり、会議は対面かWebでの開催となります。

※介護サービス等において疑義が生じた場合は、介護保険係へお問合せください。